



このところ相談・申告件数が増加し、また、法律上の解釈が誤りやすいものとして、「事業場外のみなし労働時間制」があります。

中には、「営業の方など「外での仕事が多い」とか、「営業手当を支払っている」と言うことだけで、「みなし労働時間」が適用できるとずいぶん誤解されている場合があります。

つまり、「みなし労働時間制」は、労働時間を把握できない場合に限り適用されるもので、「会社の携帯電話持たせて隨時指示し、報告させる場合」、

遂行に通常必要とされる時間」の合計時間が所定労働時間を超える場合は、

な指揮監督が及ばず、労働時間の算定が困難な業

務」をとされています。
途把握しなければなりません。
また、「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」とは、「通常の状態で仕事をするために客観的に必要とされる時間」とされており、合計時間が法定労働時間8時間を超える場合には、労使協定で定めることが望ましく、さらに、労使協定は

みなし労働時間制

く機会を確保されることが望ましい」とされています。
この労使協定のチェックポイントとしては、
①労使協定で定めるのは「事業場外」の「当該業務の遂行に通常必要とする時間」と「事業場外で従事した業務の遂行に通常必要とする時間」、とを加えた時間となり、「事業場内で従事した時間」は別

と。

③できる限り実態に即した時間数を定めなければならぬため、事業場外の業務の種類によって時間が異なる場合、それ

ぞれの区分に応じた時間を定める必要があること。
④法令に従い周知を行うこと。
昭和63年3月の通達でも、「みなし労働時間制による労働時間の算定の対象となるのは、事業場外で従事した部分であります。労使協定について、この部分について協定する」として、労使協定の役割を説明しています。
皆さんの会社でも、事業場外のみなし労働時間制を導入している場合に、今一度、適正に運用されているかについて再点検をお願いいたします。

も含めて協定することができるか」を考えますと、結論は、事業場外のみなし労働時間に関する労使協定できるものは事業場外で業務に従事した部分に限定され、本省が編集しています「労働法コンメンタール」でも、「労使協定で、事業場内で業務に従事した時間をも含めて、その日に労働した時間を協定することはできない」とされています。
昭和63年3月の通達でも、「みなし労働時間制による労働時間の算定の対象となるのは、事業場外で従事した部分であります。労使協定について、この部分について協定する」として、労使協定の役割を説明しています。
皆さんの会社でも、事業場外のみなし労働時間制を導入している場合に、今一度、適正に運用されているかについて再点検をお願いいたします。

業場内における労働時間も含めて協定することができるか」を考えますと、結論は、事業場外のみなし労働時間に関する労使協定できるものは事業場外で業務に従事した部分に限定され、本省が編集しています「労働法コンメンタール」でも、「労使協定で、事業場内で業務に従事した時間をも含めて、その日に労働した時間を協定することはできません。
昭和63年3月の通達でも、「みなし労働時間制による労働時間の算定の対象となるのは、事業場外で従事した部分であります。労使協定について、この部分について協定する」として、労使協定の役割を説明しています。
皆さんの会社でも、事業場外のみなし労働時間制を導入している場合に、今一度、適正に運用されているかについて再点検をお願いいたします。

原則は、法や行政通達（昭63年1月、3月）のとおり、「みなし労働時間制」の対象は、「事業場外で、使用者の具体的な意見を聞

また、みなし時間の算定で定めること。
なお、「労使協定で事